2．文化芸術の振興における国の役割等

資料4

民　間

・文化芸術を大切にし，育てる意識の拡大に寄与

・自由で選択的な配慮が働き，文化の多様性に貢献

必要な援助

国

(基本的考え方)
①文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激・　伸長
②国民すべてが文化芸術を享受し得るための諸条件を整備

(役割)
①文化芸術の頂点の伸長
②文化芸術の裾野の拡大
③文化遺産の保存と活用
④文化芸術の国際交流
⑤文化基盤の整備

新たな文化芸術の創造
↓
我が国の顔として世界に親しまれる文化芸術
↓
世界の文化の発展に貢献

連携　協力

地方公共団体の取組促進

地方公共団体

(役割)
国との連携を図りつつ，自主的かつ主体的に地域の特性に応じて多様で特色のある文化芸術を振興し，地域の文化芸術活動を推進

・「文化芸術振興のための基本的な方針」に基づいた施策の推進
・広域的視点から各団体が連携した取組を推進

重視すべき方向

ⅰ)文化芸術に関する教育
・文化芸術に触れ親しむことができる教育環境作り
・家庭・学校・地域の連携,学校教育における文化芸術に関する教育の充実

ⅱ)国語
・生涯を通じて国語力を身につけていく環境の整備

ⅲ)文化遺産
・文化遺産を現代に生かす保存と適切な活用
・文化遺産の修復及び保存伝承のための基盤の充実等

ⅳ)文化発信
・伝統文化から現代文化まで総合的かつ積極的に発信

ⅴ)文化芸術に関する財政措置及び税制措置
・適切な評価,支援の重点化・効率化を図りつつ必要な財政措置
・税制上の措置等による民間支援の促進